

平成30年度 第2回
美里町上下水道事業経営審議会会議録

平成30年8月27日開催

開 会

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） それでは皆様、定刻の2時となりました。

平成30年度第2回美里町上下水道事業経営審議会を開催したいと思います。

レジュメに沿って進めさせていただきます。

1、開会の挨拶。金子委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金子浩一） 改めまして、議長の金子です。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうは改定案の説明のほうをしていただくことが主になるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） ありがとうございます。

それでは、これから2番の審議事項、金子会長を中心に行っていただきたいと存じます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長（金子浩一） よろしくよろしくお願いいたします。

では、2番、審議事項の（1）平成30年度第2回美里町上下水道事業経営審議会資料についてですけれども、資料1、皆さん多分事前にお手元におありだと思いますけれども、こちらのほう、一応おおまかの流れとしては、事務局のほうからおおよそ説明いただいて、その後適宜時間をとって質疑応答を、長い場合は一旦休憩を挟むかもしれないという感じで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、事務局のほうからご説明いただくということでよろしいでしょうか。お願いします。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） それでは、私のほうから資料1美里町水道事業水道料金改定案、資料2美里町水道事業水道料金改定案補足資料、この2つを中心にご説明をさせていただきます。すみません、着座での説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料1、こちらのほうがメインで見ていただく資料になります。1ページごらんいただきたいと思います。

まず、今回各種推計、また水道料金改定案作成に当たりまして、事業指数というもの、こちら設定させていただいております。平成29年度までは各種決算数値、今ちょうど今度の9月議会で平成29年度決算の議案を提案する予定になっております。これが固まれば、ここの平成29年度決算見込となっているものの見込が外れるような形になるのですが、こちらが各種推計の基礎数値となっております。

本日、皆様にお配りした資料、各ページともかなり情報量が多くなっておりますので、こういった形で黄色で色塗りした部分、こちらを中心にご説明させていただきます。

まず、この色塗りした部分の給水人口の部分になります。給水人口、こちらは右側のほうに、こちら積算の考え方等を載せさせていただいております。上のほうに町の総合計画の目標人口というもの、町の上位計画として設定されているものがございます。こちらが町として今後各年度人口を、各施策を展開しながら、減少ではあるもののある程度人口を維持していこうと。そういったものの推計をしているものが、この総合計画の目標人口というものになっております。こちらが若干実績よりも厳しい推計になっている部分があります。なおさら給水人口とこの目標人口というのはイコールにできない数字になっております。あくまでこの給水人口につきましては、この総合計画の目標人口、こちらを参考としまして、こちらの減少率を実際の給水人口に当てはめた場合ということで、こちら目標人口の減少率をもとに積算しているというふうに書かせていただいておりますが、それをもとに推計しているようなものになっております。

次に2段目、年間調定件数というものになっております。この年間調定件数というのが、いわば水道事業がお客様皆様からいただいている月別契約件数の年間の件数です。それがこちらの数字となっております。積算上の考え方ですが、過年度の決算数値、こちらの増減率をもとにメーター口径別に積算をしております。

1段飛ばしまして、次が年間有収水量という部分になっております。こちらが水道料金につながった水量を示す指数となっております。こちらにつきましても、メーターの口径別に積算を行っております。ただ、メーターの口径によって積算方法が異なっております。メーター口径13ミリから25ミリ、こちらは主な利用者が一般町民の方になりますので、上の給水人口の指数が一番影響ある口径になっております。これらの給水人口の減少をひとつベースとして積算をしているのが、13ミリから25ミリとなります。

下の説明書きのほうにありますけれども、口径30ミリから100ミリ、こちらにつきましては、過年度の決算数値の増減率をもとに積算しております。主にこの30ミリから100ミリの利用者の方につきましては、事業者でありますとか、工場とか、一般的に町民の方というよりもそういった事業等でご使用されている方がメインになってきておりますので、いわゆる給水人口の増減に余り影響されない口径がこの30ミリから100ミリになっております。

基本この3つの指標をもとに、各年度の給水収益というものの推計を行っていくような形になっております。

それ以外の白抜きの部分につきましては、後ほど、例えば水道料金の料金案の算定の際に一部使用する部分になっておりますので、対象ページとなりましたら若干説明させていただきた

と思います。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの2ページ、こちらが先ほどの事業指数等を用いまして推計を行いました投資・財政計画、収益の見込み等を示したものになっております。まず、2ページの一番最初、(1)料金収入となっている部分、ここが水道料金の収入を推計したものになっております。

ここで補足資料のほうに移らせていただきたいと思います。

補足資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

今回千円単位の積み上げをこちら本資料の2ページでさせていただいておりますが、補足資料のほうでは円単位の積み上げをした推計資料となっております。

5ページのほうは基本料金の推計をしている部分ですが、各年度の調定件数、平成30年度以降は予測になっております。その調定件数を踏まえました基本料金というのが下の表になっております。こちらは税込みで積算をさせていただいている部分になっております。

きょう追加でお渡ししました料金表、当町の現行の料金表をお渡ししていたところだと思います。このように各口径別によって基本料金が異なっております。このように口径別の推計を行っているものになっております。

今回、補足資料は本資料のバックデータ集のようなものになっておりますので、あわせてその該当ページになりましたら説明させていただきたいと思います。

では、本資料の2ページに戻らせていただきたいと思います。

先ほどご説明させていただきましたように、平成29年度から、今回平成40年度までの推計を行わせていただいております。(1)の料金収入のほうを見ていただきたいと思います。やはり人口減少の影響、また大規模事業者等の需要がやはり低下傾向にございまして、このように徐々に徐々に減少していくような推計をさせていただいております。特に、平成31年度は、前年の平成30年度に比べまして、600万円弱の落ち込みがあると見ております。これにつきましては、現行料金体系を維持した場合の推計になっておりまして、消費税改定の影響によるもので、収益が弱落ち込むだろうというふうに推計をさせていただいております。平成31年度以降につきましては、年間200万円から150万円くらいの減収を見込んでいるようなものになっております。これは給水人口の減少でありますとか、大規模事業者等の水需要の低下によるものというふうに考えております。

その次に、給水収益以外の収入についてご説明させていただきます。

すみません、また補足資料のほうに戻っていただきたいと思います。

補足資料の8ページ、ごらんいただきたいと思います。補足資料の8ページ以降につきましては、こちらの本資料の2ページ、3ページの推計について、積算の方法等を示させていただいたものとなっております。

水道料金収入につきましては今ご説明させていただいたとおりですが、その次が、その他となっている項目です。本資料では(2)その他というふうになっている部分です。こちらが検査手数料でありますとか、配水管の破損負担金、給水工事の事業者の指定手数料等を集計したものがこの資料のその他という部分にまとめられているというところとなっております。

積算の考え方は同様に備考欄のほうに書かせていただいております。例えば検査手数料の場合1件当たり6,000円になりますが、美里町の駅東地区の宅地造成等の影響で、新規需要者が増えているような状況となっております。

ただ、販売区画がもうそろそろ全区画埋まるような時期になってきておりまして、今まではその部分の影響で、顕著に伸びてはきていたんですが、恐らく平成30年度くらいでほぼ宅地の販売が完了することが見込まれる戸数になってきていると。そういった影響を見込みまして、例えば平成31年度につきましては、平成26年度から平成29年度の駅東地区以外の申請件数等の平均値等を出しまして、それに単価を乗じたようなもので推計をさせていただいたという形になっております。こういった形で積算の備考欄で考え方等は載せさせていただいているようなところとなっております。

次に、本資料の2ページ、収益的収入の中で補助金とございます。この補助金というのが、基本的に一般会計から繰り出しという形で一般会計から出させていただいている補助金となっております。これらにつきましては、毎年4月に国から繰り出し基準というものの通知が行われまして、基本はそれに従った形で一般会計から補助金を出させていただいているようなものとなっております。

補足資料の中では、高料金でありますとか、統合水道または児童手当というふうになっているのがこの一般会計からの補助金の部分になっているということでございます。

次に、収入の中で長期前受金戻入という項目があるかと思えます。ここが地方公営企業独自の考え方であるとか概念となっております。どういうものかといいますと、過去の建設改良事業、例えば配水管を布設した場合や、こういった浄水場の建物を建設した場合ですけれども、国から補助金でありますとか、皆様からいただいている分担金を財源に事業を行います。こういったものを収益化する必要があります。この収益化というのが、イメージでいいますと減価償却費、こちらの対概念のイメージとなっております。減価償却費は、例えば今年度資産とし

て何かを購入した場合、その費用というのは翌年度以降耐用年数に従って徐々に徐々に順次費用化していくのですが、収入も例えば今年度100万円の補助を受けた場合ですけれども、その年度の収益としてはカウントしないで、翌年度以降に順次徐々に収益化というのをさせていただくと。そういった形で、耐用年数に従った形で収益化したもの、これが長期前受金戻入となっておりますので、先ほどのように減価償却に非常に似た概念ではあるんですが、減価償却は費用として徐々に徐々に積み上げるものに対しまして、長期前受金戻入につきましては収益として徐々に徐々に積み上げていくようなものとなっているということになります。

その下、それ以降その他とさせていただいている部分、こちらにつきましては例えば定期預金の受取利息でありますとかそういった部分を載せさせていただいているようなところになっております。

当水道事業会計ですけれども、水道料金の賦課徴収につきまして、下水道料金と一緒にさせていただいている部分がございます。それにつきましては下水道課から委託料という形で、こちら補足資料のほうには挙げさせていただいている下水委託料となっている部分です。こちらのほうを頂戴しています。補足資料の9ページの中で色つけさせていただいた部分、その他小計というのが、こちらの本資料の2ページその他となっている部分、積み上げている部分となっております。

次に、補足資料の10ページ、11ページごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、今度は支出のほう、収益的支出のほうのバックデータのものになっております。本資料のほうで職員給与費であったり、(2)の経費というふうになっている部分の細かい積み上げの部分になっております。項目がかなり多いですが、簡単に説明させていただきたい部分がございます。特に(1)の職員給与費の部分となっております、本資料のほう(1)の職員給与費となっている部分です。こちらですが、まず現行の美里町水道事業所は6名の職員で業務を行わせていただいております。ただ、今回の推計に当たりましては、基本その6名の人件費はそのまま使用してしまうと、人事異動、または昇給等の影響というのが勘案できない部分がございます。そこで、補足資料の積算の備考に書かせていただきましたとおり、町職員の平成30年度の等級別平均人件費、これによって各数字を積み上げております。積算備考にございますとおり、まず平成31年度、職員5名で積算しております。平成31年度からは職員を1名減にしまして推計を立てていると。なお、平成32年度はもう1名減して、職員4名での積算を行っているところになっております。退職給付費やそれ以外の白抜きしている部分の各種手当、こちらにつきましても同様の考え方で積算を行っている部分となります。

動力費でありますとか、修繕費等につきましては、こういった形で積算備考のとおりの方で、こちらの本資料の数字となっているということでございます。

特に、1点動きが大きい部分を説明させていただきたいのですが、補足資料の11ページの委託料の部分です。こちら積算備考にも書かせていただいているのですが、平成31年度からこちらの各種窓口業務につきまして民間への包括委託を行う予定にしております。先ほど職員人件費1名減とさせていただいているのですが、それらの減した部分の業務を包括委託によって民間事業者にやっていただくようなイメージとなっております。

基本支出については12ページまたは13ページまでで、こういった形で積算をさせていただいているところとなっております。

本資料に戻っていただきまして、2ページのところです。黄色に色つけさせていただいている部分で、中段から若干下の部分でしょうか、当年度純利益（又は純損失）となっている部分です。現行料金体系を維持した場合、まず平成29年度の決算見込みにつきましては、3,500万円ほどの純利益を生むことができました。ただ、平成30年度以降、こちらは推計値になってくるのですが、平成30年度の予定では1,490万円程度、平成31年度につきましては440万円程度の純損失、平成32年度につきましては6,700万円程度の純損失が生じる見込みとなっております。平成33年度以降につきましては、例えば平成33年度は670万円程度の純利益が出るのですが、翌平成34年度には180万円程度の純損失、という形を繰り返すような推計になってきております。

それで、特に平成31年度、平成32年度どうしてここが大きな純損失が出るかという部分ですが、（2）経費という部分がございます、動力費、修繕費、材料費、その他というふうな各項目が並んでいるところですが、このその他という項目の中に当町の施設であります梅ノ木取水場という施設が、老朽化が進んでいる部分もございまして、解体費用というものを見込んでおります。この解体費用が大きく出ている影響で、平成31年度、平成32年度は少し大きい純損失となるような見込みとしております。

次に、ご注目いただきたいのが、先ほどの当年度純利益の下の部分です、うち現金預金残高という部分を見ていただきたいと思います。こちらのうち現金預金残高ですが、平成29年度末時点では、5億3,000万円ほどの現金預金を保有しております。ただ、平成30年度以降これが3億9,000万円でありますとか、平成31年度は3億4,000万円、平成32年度は2億7,000万円と、やはり料金改定を行わない場合、こういった形で非常に厳しい推移を今見込んでおります。特に平成37年度につきましては、マイナスがついてしまっているような状況となっております。

さらに、下に流動比率というものがございます。こちらが流動資産と流動負債の割合を示したものになっております。主に水道事業会計も含めた公営企業会計の経営状況、状態を示す指標の一つとして使われているものとなっております。平成29年度決算見込みでは、この流動比率は150%程度で推移しております。各年度、後年に行くほどやはり上の現金預金残高の減少の影響がかなり大きく出て、平成33年度につきましては77%と、100%を割り込むような推計になっております。

なお、この流動比率大体どれくらいが健全経営の水準なのかというところ、気になる点かと思えます。これですけれども、主に200%が一つ基準になってくると考えております。こちら平成28年度の決算数値をもとにしたものにはなるのですが、例えば平成28年度ですけれども、各市町村、どの程度の流動比率になっているかという部分です。全国平均ですと262.87%、これが流動比率の全国平均です。類似団体、当町と同じくらいの人口規模の団体で比較した場合ですと、384.34%となっていると。類似団体または全国平均等を見ましても、やはり本町の水道事業会計の流動比率はかなり低い水準であると見ております。これらが料金改定を行っていく上でもどのくらいの水準を維持していくのかというのが一つポイントになってくるのかなというふうに考えております。

次に、本資料の3ページごらんいただきたいと思えます。

3ページにつきましては、資本的収支の推移表となっております。資本的収支につきましては、主に企業債、借金の借り入れです。こちらの推移でありますとか、その借金の借り入れの充当先となります建設改良事業、管更新等の事業につきましての推移とさせていただきます。

特にご注目いただきたいのが、資本的支出の中の2、企業債償還金というものです。この企業債償還金といいますのが、過去に建設改良事業として施設整備を行った際に財源として借り入れました企業債、これの単年度の償還額をこういった形で並べさせていただきます。ご注目いただきたいのが、この企業債償還金の中ですけれども、平成33年度、平成34年度、この年度が企業債償還金のピークを迎える時期となっております。実際本町の水道事業会計の経営を圧迫している一番の要因が、この企業債の償還がここにピークを迎えるというところが一つ大きな要因となっております。

下のほうごらんいただきまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、DマイナスCというふうになっている部分がございます。これが水道事業会計を含めた各種公営企業会計、一般的にそうですが、収入に比べてやはり支出のほうが多いような経営構造となります。

各数字見ていただくと大体おわかりいただくと思うのですが、やはり企業債償還金の推移とともにこの不足額もどんどん大きくなってきます。この不足額が生じるのは公営企業会計の経営上いたし方ない部分はあるのですが、この不足額が大きくなるというのが厳しい状況を一つあらわしている部分となっているかと思えます。

基本この不足額というのは、その下以降の欄で、補填財源という部分があるかと思えます。この補填財源でこの不足額を埋めていくというのが公営企業の経営のスタイルというふうになっております。ただ、例えば1番の損益勘定留保資金という部分は、収益的収支の中でございます減価償却費でありますとか、実際に現金支出を伴わない費用の部分がございまして、そういった部分をこういった補填財源として使える部分がございまして、それをあらわしているのがこの損益勘定留保資金という部分になっております。

問題が、その2番目の利益剰余金処分額という部分になっております。ここが実際は水道事業会計の中で過去の利益をストックしてあります利益剰余金積立金というものがございまして、そちらを補填財源として使うことで何とかマイナスを補填していくような形になっているという部分がございまして。

今利益剰余金処分額のお話をさせていただいたのですが、そのさらに下のほう、補填財源不足額となっているところのさらに下、利益剰余金残高という部分がございまして。その中のうち積立金残高という部分です。先ほど申しましたように、この不足額の補填にこの積立金残高を使っていくことで、やはり平成33年度、ここで全ての積立金残高を使い尽くさないとその補填ができなくなってくると。なお、平成33年度につきましては、その積立金を全て使い尽くしておりまして、その上、補填財源不足額という部分が出てくるのですが、平成33年度だと7,000万円程度の、この補填財源が不足してしまう数字が出てしまうという部分がございまして。基本的に、先ほど説明させていただきました、うち積立金残高という部分ですが、各年度で水道料金等収益、要は2ページにおける当年度純利益の部分、こちらが積立金に議会の議決等をいただいて移していくような部分、要はこの純利益を上げて、どんどん積立金を積み立てていく部分になるのですが、積立金の積み幅が各年度とも例えばマイナスが立っている年度、またはプラスでも600万円ですとか800万円程度のプラスですので、補填財源に使う額より積み立てする額のほうが少ないという形になっていると。基本やはりある一定程度の水道料金収入を上げることで、一定程度の積立金を維持していかなければならないというふうになっております。

今回の水道料金改定につきましては、この2ページにあります当年度純利益を水道料金改定を行うことで増加させていって、この積立金にどんどん積むような経営を行っていきたいとい

うふうに考えている部分になっております。

2ページの先ほどの当年度純利益の部分を見ていただきたいと思うのですが、やはり各年度マイナスが立つ年度もあるのですが、推計しますと、やはりここを各年度の純利益を8,000万円から9,000万円程度、純利益として確保していかないと、こちらの3ページのほうの、うち積立金残高というのがこういうふうに枯渇していってしまうという部分がございます。そのためになかなか厳しい形ではあるのですが、今回水道料金改定の案等を作成させていただいているということです。

なお、補足資料の14ページまたは15ページ、16ページ等につきましては、本資料の3ページの資本的収支等のバックデータ、内訳データとなっております。後ほどごらんいただきたいと思います。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） それでは、私のほうから建設改良費についてご説明したいと思います。

まず、3ページ目でございます、中段ぐらいに、資本的収入額が資本的支出額に不足する額ということでございます。その上に、資本的支出の中の建設改良費ということでございます。それで、その建設改良費のバックデータでございますが、補足資料の中の16ページにバックデータが載っております。それで、今回補足資料といたしまして、建設改良費の推移（平成30年度から平成40年度まで）ということで、色で分けた資料を皆様にお渡ししておりました。こちらを確認していただきたいと存じます。

まず、こちらの資料についてこちらから説明してまいりますけれども、まず16ページの資料ですが、資本的収入及び支出の部分で、平成30年度から平成40年度までのそれぞれの推移を項目ごとに並べてみました。

まず、前回の第1回目の説明でもありました老朽管の更新事業、新しく管の更新をするための事業、設備の改良事業、配水管の受託工事、その他の材料費等、メーター購入費、無形固定資産という形でそれぞれ並べている次第でございます。

まずその中でも、上の老朽管の更新事業費でございますけれども、平成40年まで10年間分の推移を挙げてございます。一番美里町の中でも現在4条の予算の肝となる部分が、石綿管の更新事業ということになっております。それで、老朽管の更新事業費という項目でそれぞれ金額が千円単位で載っております、平成40年まで積み上げておりました。石綿管の更新事業にしましては、平成39年までに更新が完了するというようになっておまして、平成40年ころについては、口径350ミリの延長300メートルで水管橋を更新、あと500メートルということで、

石綿管が終わったとしても築40年以上の管路がまだ何カ所かやはり残ってございまして、そちらのほうの整備を行っていくという状態になっております。石綿管が平成39年で改修が完了しても、それ以外の管路が出てくるというような状況でございまして。

その下の段の、管更新の事業費ということで載っておりますけれども、管更新事業につきましては、これは新鳴瀬地区の管更新ということになってまいります。新鳴瀬地区に関しましては、実は真ん中に1本太い管が通っているのですけれども、それ以降の枝管が入っていないということで、これを整備していくような格好になります。これについては平成37年までに管路を更新していくことになっております。

この2本が新たな管路の更新事業ということになりまして、老朽管の更新事業に関しては、石綿セメント管が1万1,094メートル、新規の管が800メートルということで、合計1万1,894メートルの整備になりますし、管路の更新事業につきましては1,669メートルという形でそれぞれ平成40年度まで整備していくという格好になります。

続きまして、その下の段の設備改修事業費の部分に入らせていただきます。資料のほう全部黒字で書いてございまして、どれがどのようなものか見えませんでしたので、新たにカラーの追加資料を出させていただきました。設備改修事業費における青字の部分については当初の設計でございまして、赤字の部分は今回の平成40年度までの推移を示したときの見直し後の計画ということになってございます。

それぞれ、これを平成30年度から平成40年度までということで縦に書いているんですけれども、平成30年度はもともと緊急遮断弁等を行うこととしておりました。美里町の部分で現在配水池に関する耐震事業が全然行われておりませんので、配水池の部分の水をまず震災時に確保しようということで、緊急遮断弁を設置しようという考えでございまして。それで、まず重点となりますのが、美里町の南郷地域が大崎広域から買ってくる水だけで賄っておりますので、まずそちらのほうを震災に強い水道づくりをしようということで、柿ノ木平配水場の部分の緊急遮断弁をつけようということをもまず先にやろうという考えでございまして。続きまして蜂谷森配水池と続くようなかたちでございまして。それで、平成30年度に関しましては、当初は配水池の緊急遮断弁の詳細設計1,200万円、500万円が梅ノ木取水場の取水口タラップ等改修工事ということで計画しておりましたが、これを1,000万円が配水池の緊急遮断弁の詳細設計という形にしました。これが平成30年度でございまして。

平成31年度については、2,500万円が柿ノ木平配水場の緊急遮断弁の設置工事を行って、700万円が梅ノ木取水場の活性炭の充填設備を増設しようと考えておりましたが、これについては

緊急遮断弁の見積もりをとりましたら緊急遮断弁が結構高いみたいでございまして、この計画を修正いたしまして、平成31年度については4,500万円で柿ノ木配水場の緊急遮断弁の設置工事、あとは公用車の配置計画がございまして、公用車配置の見直しということになりましたので、120万円で公用車を買おうという計画をしております。公用車についてはもう既に15年以上経過しているものでございまして、老朽化しておりまして、修繕しながら乗っている状況でございまして、ここで公用車の購入をしたいと考えてございます。

それで平成32年度ですが、すみません、「柿ノ木配水場」となっていますが「蜂谷森配水池」の間違いでございまして。蜂谷森配水池に緊急遮断弁を設置する工事ではございまして、こちらのほうこれも見直して、4,500万円で蜂谷森配水池に緊急遮断弁を設置する工事としております。700万円で梅ノ木取水場の活性炭充填設備増設工事をやろうとしておりましたが、これも廃止となっております。それで今度は新年度については1,300万円で給水車を購入しようと考えてございます。これについても、本町のほうでは給水タンクを2トン車に載せまして対応している状況ですが、今度は直圧式の給水車を買って、それでいろいろな病院等の施設のほうに直結して水を流すとかピストン輸送が可能な格好で、給水車を購入して対応していくというものでございまして。

続きまして、平成33年度につきましては、1,000万円で蜂谷森配水池の階段の改修工事を考えておりますが、緊急遮断弁や公用車のほうが優先されましたので、これで先に梅ノ木取水場のほうの活性炭をずらしまして、700万円で梅ノ木取水場の活性炭の充填工事の増設を行いたいと考えてございます。

続きまして、平成34年度でございまして、平成34年度には今度は美里町浄水場の床排水ピットポンプの設置を計画してございます。

続きまして、平成35年度ですが、蜂谷森配水池の階段の改修工事を平成35年度に行うこととしております。

平成36年度ですが、美里町の浄水場の苛性ソーダタンクの改修を考えてございます。

平成37年度ですが、当初はここで美里町の浄水場の苛性ソーダタンクの改修を考えておったのですが、こちらのほう前年度に繰り上げてございます。平成37年度については美里町浄水場の沈澱池のPH計の設置工事を考えてございます。これについては河川水の高濁度の関係がございまして、いつごろそのときにペーハーがどのような形になっているかというのを見まして、それに薬注を投入するという事で考えております。

平成38年度は、PACの配管の工事を2,000万円で考えてございまして、平成39年度に移りま

して、1,000万円で電気設備の更新工事を計画してございます。

最後に平成40年度ですが、1,430万円で倉庫を設置したいと考えております。いろいろな道具をまだ昔の水道事業所がございました役場の東庁舎の倉庫のほうに入れておきまして、緊急時に東庁舎のほうへ行って物を持ってこなきゃいけないものですから、こちらのほうに倉庫をつくって、どのような事故があっても物の輸送ができるというようなことで対応したいということでございます。

主なものとしたしまして、一番下のほうですが、予備費の上に無形固定資産ということで615万円金額を計上しているものがございます。これは、水利権が実は平成33年で切れまして、平成30年度の今年度12月から補正でとって進めたいと思うのですが、平成31年度までの工期で水利権の更新のための業務委託をかけたいと考えてございます。それで平成31年度中には申請をして、平成32年度中に許可をいただいて、平成33年度から通常どおりの水利権のもとで取水をするという格好で考えて、予算をこちらのほうで計上してございます。

このような形で建設改良費の推移のほうを平成30年から平成40年まで組みまして、これをもとにして今回の建設改良費の計画に反映していくということでございます。よろしくお願いたします。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） それでは、資料1、本資料の4ページごらんいただきたいと思えます。

2ページ、3ページにおきまして各種推計をさせていただいたのですが、いよいよこちら、特に2ページの部分ですけれども、2ページの収益的収支の各種数値を使いまして、総括原価の算定を行ってまいります。総括原価ですが、こちら今回料金算定期間が平成31年10月から平成36年3月までの4年6カ月とさせていただいております。総括原価の各種積み上げにつきましても、この期間で数字のほう積み上げさせていただいております。

4ページの各部分ですが、費用という部分で、まず維持管理費用という部分をごらんいただきたいと思えます。まず職員給与費、動力費、修繕費、材料費、その他という費用、こちらにつきましましては2ページにございます各種数値と一致しております。ただ、平成31年度につきましましては、料金算定期間の関係から、平成31年の下半期という分け方をさせていただいていると。表の右側に各種これらの数字の計をとっているのですが、こちらは平成31年下半期から平成35年度までの計という形になっております。

まず、総括原価を算定する場合に、こういった形で2ページの収益的収支の中でかかる費用をこういう形で計上させていただいて、その後下に控除項目という部分でございます。手数料収

入でありますとか、他会計補助、その他雑入、長期前受金戻入です。これらの控除項目ですけれども、これらはいわば水道料金収入以外の収入をこちらのほうに計上させていただいているところとなっております。ただ一部、長期前受金戻入、これにつきましては日本水道協会の算定要領上はですけれども、この控除項目にしなくてもいい項目となっております。ただこれは原則です。一部、管路を更新する際に、消火栓を水道事業会計で設置させていただく部分がございます。この消火栓につきましては長期前受金戻入で、要は一般会計から消火栓を設置するために補助をもらうのですけれども、長期前受金戻入の中でこの消火栓部分については控除項目として加えることが日本水道協会の算定要領上で認められている部分となっております。料金単価を低減させる効果がございますので、今回長期前受金戻入の中の消火栓の設置経費だけ今回こちら控除項目の中につけ加えさせていただいております。維持管理費用と控除項目、こちら控除項目を差し引いたものが下にございます控除後の維持管理費というものになっております。さらに、減価償却費等という項目がございます。各種減価償却費でありますとか、資産減耗費、これらを費用としてカウントしていくような形になります。さらに、資本費用の中の支払利息、資産維持費というものを加えさせていただくことで、総計の部分、これが各年度における総括原価というふうになります。

なお、各種算定で使わせていただくのが、平成31年下半期から平成35年計というふうになっている部分で31億5,071万8,000円、これが今回の改定案における総括原価の数字になると。

その中で一部ご説明させていただきたいのが、黄色で色づけさせていただいております資産維持費の部分です。この資産維持費についてですが、こちらの総括原価というのは2ページの収益的収支に計上させている数字をこちらの表に移しかえているようなものですが、この資産維持費については2ページの表に載っておりません。この資産維持費ですけれども、企業として経営していく上で利益をある程度上げなきゃいけないという部分がございます。利益の上乗せ経費としてこの資産維持費というものが用いられます。

では、この資産維持費というものはどういうふうに算定するかというのが、中段くらいに載せさせていただいているものになっております。算定方法は、各年度の未償却資産残高、こちらに資産維持率というものを乗じます。資産維持率を乗じたものがこの資産維持費という形になっていきます。ただ算定の方法が、期首及び期末の平均値を使うような算定方法となっております。右側の欄で設定させていただいておりますが、この期首及び期末の平均というのが、平成31年の数字と平成35年の数字、これらの平均値を算出し、それに資産維持率を乗じることによりまして、資産維持費3,862万1,000円という数字が出てくるかと思えます、この3,862万

1,000円に4.5、要は4年と半年分を乗じたものが、ここにございます1億7,379万5,000円という数字になっております。総括原価を算定する際には、この1億7,379万5,000円という数字を使わせていただいて算定していくような形になっております。

ここで一つポイントになるのが、この表の中段にございますこの資産維持率という部分です。この資産維持率というのが、いわばどの程度の料金改定率にしていくかという一つの調整項目になっている部分になります。日本水道協会の算定要領によりますと、この数値の標準は3%と記載されております。ただ、今回各種試算を走らせている上で、ここを3%で一度計算をさせていただいたのですが、その下の右側のほうに13.84%とさせていただいた部分があるのですけれども、この資産維持率を3%で計算した場合ですけれども、ここの改定率が30%台になってしまうと、かなり大きい料金改定になってしまうという部分にございます。日本水道協会もこの資産維持率については標準3%とはなっていますが、各種団体の実情に応じて、こちらにつきましてはある程度調整して設定をする部分というふうになっております。

今回、まず0.75%という数字を設定させていただきました。実はここの部分、例えば資産維持率1%だとどうだろうとか、資産維持率0.5%だとどうだろうというふうな試算はさせていただいております。補足資料の19ページをごらんいただきたいと思っております。

例えばこちらの資産維持率を0.5%、こちらで試算したものがこちら19ページになります。そうしますと、大体ですけれども、同じ先ほどの部分、右側のほうに載せさせていただいております。改定率が11.75%程度になると、およそ12%の改定案となっております。

次に、補足資料の22ページをごらんいただきたいと思っております。

22ページが、今度は資産維持率を1%に設定した場合の試算をさせていただいております。この資産維持率を1%程度に設定させていただくと、料金改定率が15.94%程度になると、およそ16%の改定になっております。

今回、その後の、例えば20ページ見ていただきたいと思うのですが、例えば12%の場合ですと、先ほどの資料の中でもご説明させていただいた部分の(1)の料金収入の部分が増加することによってこのような推移を描くような形になります。それにしただって、当年度純利益もやはりマイナスであった年度がなくなりまして、増加傾向で推移すると。特に平成33年度以降は7,900万円台ですとか、平成34年度が7,000万円台、平成35年度が8,000万円台等、こういった形で、一番最初に2ページでご説明させていただいた推計に比べるとだいぶ回復するような形の推移は見てとれると。

ただ、もう一つご注目いただきたいのは、うち現金預金残高という部分です。うち現金預金

残高ですが、水道料金の改定を行うことで当年度純利益は回復する部分は大きいのですが、例えば平成31年度のうち現金預金残高を見ていただきますと、3億8,289万円です。実は平成30年度と余り変わらないような推移、1,000万円程度の推移になっていると。平成35年度くらいまで4億円をやはり割り込むような現金の回復推移にしかならないという部分がございます。

さらに下の部分の流動比率も見ていただきたいと思います。平成29年度で150%程度の流動比率が、料金改定を行った平成31年度になりますと143.2%、平成32年度でも136.5%と、なかなかやはり苦しい水準をずっと推移するような内容となると。12%改定案ですと、なかなか回復が今度の料金算定期間内ではなかなか行えず、ようやく平成35年度で平成29年度の流動比率と同じ150%までに回復する推計となります。

次に、16%改定案の各推計、投資・財政計画をお示ししていますのが、23ページ、24ページになってきます。先ほどのご説明のとおり、料金収入が水道料金改定を行うことによって上がってきます。特に平成33年度以降ですが、例えば1億600万円程度の当年度純利益を生むことができるなど、その次の平成34年度につきましても9,778万4,000円の純利益を上げることができるような推移となっております。

さらにその下の現金のほうを見ていただきたいと思います。うち現金預金残高です。平成31年度時点では3億8,790万9,000円だったものが、平成32年度になりますと4億1,182万5,000円でありまして、その次の平成33年度になりますと4億4,800万円程度でありますとか、当年度純利益が上がる関係で現金のほうも保有残高がふえてくるような推計となっております。ただ、平成40年度のうち現金預金残高を見ていただくとわかるのですが、8億6,474万8,000円です。現金残高の積み上がりとしましては、当会計としてはもちろん申し分ない水準で上がっていくのかなというふうには考えるのですが、かなりのV字回復を見せるような推計となると。

なお、その下でございます流動比率です。平成29年度で150%だったものが、平成33年度で155.6%であります。料金算定期間内でありまして平成35年度では190.4%でありますとか、かなり大きく回復していくような推移を見せることもできるという部分となっております。ただ、やはりこの一定期間内で16%改定案で話を進めた場合ですが、かなりのV字回復を見せて、その分料金改定率も、やはり町民の皆さんに対するご負担も上がるという部分がございます。

そのため、今回その中間の案ということで、14%改定案というものを今回こちらの資料のほうに載せさせていただいております。なお、この14%改定案でこれ以降の各種資料、数値を整えておりますので、これ以降はこの14%改定案の中段でございます31億5,071万8,000円、これが14%改定案の総括原価となります。こちらをもとに、これ以降の資料につきましてはお話を

進めさせていただきたいと思います。

次に、5ページにつきましてご説明させていただきます。

総括原価の配分基準というものになります。先ほど4ページでご説明させていただきました総括原価、こちらを2つの項目でこの総括原価を分解するような作業をしております。どういふに分解するかという部分につきまして、5ページのほうでその基準についてご説明させていただきます。上にございます、まず需要家費、固定費、変動費というものです。これは性質と考えていただければと思います。まず需要家費というものがどういうものかという部分です。需要家費につきましては、水道の利用者、要は調定件数ですが、調定件数の増減によりまして変動する経費がこちら需要家費と呼ばれるものになっております。間の固定費を飛ばしまして、変動費というものを先にご説明させていただきます。この変動費といいますのが、使用者の増減、要は調定件数の増減によっては変わらない部分ですが、使用される水量により変動する経費が変動費という枠になると。真ん中の固定費という部分になります、真ん中の固定費がいわばそれ以外の経費、要は使用者の増減によっても変わりませんし、使用水量の増減によっても変わらない経費というのがこの固定費という形で分類をすると。上の総括原価を、まずこの3つの性質別に分けます。

次に、下の表、施設部門の区分という部分がございます。施設部門の区分につきましては、こちらのとおり原水浄水部門、配水給水部門、検針集金関係費、量水器関係部費、その他の管理費、この5つの部門に分けてまいります。この5つの部門ですが、それぞれ例えば適用のほうに書かせていただいておりますが、受水及び取水から浄水に至る各種施設の維持管理経費とかという形で、こういった形で先ほど上で説明させていただいた3つの性質と5つの部門に上の総括原価を分解し、また再集計していくような流れとなっております。

6ページ、7ページにつきましては、分解の1つの例となっております。4ページの総括原価の部分を見ながら見比べていただきたいと思いますのですけれども、この4ページにおける維持管理費用となっております職員給与費からその他、その下に小計出しておりますけれども、これを先ほど言った性質別でありますとか、部門別に分解したのが6ページの表となっております。なお、ここで控除財源もこちらのほうに反映させているようなものとなっております。

7ページの資料につきましては、4ページの資料におけます減価償却費等と資本費用、これらを分解したものがこちら7ページの資料となっております。分解して再集計したものとなっております。

これらを踏まえたのが8ページとなっております。先ほど分性質別、部門別に分解し

たものを再集計したものがこちら8ページの資料となっております。こちらが先ほどの資産維持率0.75%、便宜上で14%の改定案とさせていただいておりますが、こちらの総括原価を各種分解、さらに再集計したものとなっております。この資料上の、色つけした部分が、今後9ページ以降の料金の各種配賦等に使っていく数字となっております。例えば検針集金関係費の集計が1億7,988万6,000円という数字が並んでおります。こちらにつきましては、例えば9ページのほうで算定数字として使ってまいりますし、量水器関係費も10ページ等で使ってまいります。

ご注目いただきたいのが、固定費の計の部分です。24億1,059万8,000円、こちらにつきましても後ほど使わせていただくと。変動費についても同様、5億1,359万2,000円という数字になっていると。一番右のほうに出しております計、31億5,071万8,000円という数字です。これが4ページの総括原価、こちらと数字と一致しているところを確認いただければと思います。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） それでは皆様、開会いたしましてから1時間過ぎましたので、この辺で休憩を挟みたいと思います。

5分間休憩を挟みまして、それでは時計で13分になりましたら始めたいと思います。

休 憩

再 開

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） では、皆さんおそろいのようなようですので、時間となりましたので続きを始めたいと思います。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） それでは、次に資料1の9ページごらんいただきたいと思います。

資料1の9ページからは、8ページに分解原価集計表を載せさせていただいておりますが、これを各口径別に、どういうふうに料金にはね返していくかというのがこちらの9ページ以降の資料となっております。

ここ9ページで、まず1、算定要領による検針集金関係費の配賦というふうにさせていただいております。まず、日本水道協会の算定要領に従いまして、どのような料金水準になるのか、料金体系になるのかというのを計算したものが9ページ以降となっております。ご注目いただきたい部分が、1ページ目に載せさせていただいた事業指数の中で、年間調定件数です。こちらの指数を使わせていただくというふうになります。平成31年度下半期以降の計としましては、51万2,982件が料金算定期間の調定件数の計になると。それに対しまして（1）検針集金関係

費の配賦という部分をごらんいただきたいと思うのですが、8ページの部分で出させていただきました検針関係費の計、1億7,988万6,000円という数字がございます。これを単純に調定件数、上に載せている事業指数の中の調定件数で割った形とさせていただきます。そうしますと、1件1カ月当たりの配賦額というものが出ます。これは円単位の表記となります。350.67円が1件当たりにご負担いただきたい検針集計関係費になってくるというふうになります。

次に、10ページごらんいただきたいと思います。

10ページにつきましては、次に量水器関係費の配賦を行っております。使う事業指数が先ほどと同じ年間調定件数です。51万2,982件という数字を使わせていただきます。これが量水器関係費の配賦のまず一つ基準となる数値となっています。次に(1)でメーター購入価格指数の算出というものを行っております。こちらにつきましては平成29年度の決算数値を採用させていただきます。例えば口径13ミリにつきましては、平成29年度95万4,780円を支出しております。購入した個数が551個となります。平均単価としましては1個当たり1,733円になっていると。各口径につきましても、同様に平均単価をこういうふうに算出させていただきます。その隣にあります量水器の購入価格指数というもの、こちらが例えば13ミリのメーターの平均単価1,733円、これを1とした場合、じゃあ20ミリは指数としてどうなのかというのが、例えば20ミリであれば平均単価1,936円になりますので、指数にすると1.12という形です。こういった形で1個当たりの13ミリを基準とした指数というものをまず算出させていただきます。

これらの指数を用いて、(2)量水器関係経費の配賦を行っていきます。各調定件数、各13ミリ、20ミリの調定件数の内訳がこういう形になっているのですが、これに量水器の購入価格指数、Bとさせていただきます。この2つを用いまして、口径別総合配賦率というものを算定します。算定方法としましては、このAの調定件数掛けるBの量水器の購入価格指数というものです。こちらを算定しますと、全体の構成割合というものがその横に出てまいります。これが例えば総額、総計費の中で13ミリですと31.69%を占めているという構成割合が出てきます。この構成割合をその隣の総額という部分、この構成割合を乗じたもの、例えば13ミリでありますと1,478万1,000円というふうな形になると。その隣の1件当たりの月額です。この1,478万1,000円という数字を、左のほうにございます調定件数Aで割ったもの、これが1件当たりの月額71.07円という数字になってまいります。同じ考え方で1件当たりの月額をこういったかたちに算定していきますと、20ミリの場合が79.60円でありますとか、25ミリの場

合ですと102.55円というふうになってくるという部分になります。量水器関係費の配賦についてはこういった形で行っていきます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

次に固定費についても配賦を行ってまいります。使う事業指数3つございます。年間調定件数、1日配水能力、1日平均配水量というものになっております。事業指数の部分で積算備考書かせていただいております。調定件数は先ほどから使用している数字がもとになっているのですが、今回2つほど新しい指数が出てきております。1日配水能力、こちら積算備考に書かせていただいておりますが、現状の当町の施設の配水能力に当たる部分になっております。その下の1日平均配水量です。年間の配水量の見込み値を日数で除して積算しているものがこちらの数字になってくると。実際に使用しますのがこの黄色で色づけさせていただいた部分を使っていくような形になります。

(1)の部分、固定費の配分を行います。総額部分を出ささせていただいておりますが、24億1,059万8,000円という数字になっております。前段の8ページの分解原価の集計表の部分の固定費計を出しておりますが、24億1,059万8,000円というこの数字を準備料金と水量料金という部分に配分を行います。それが11ページの(1)で、中段あたりの固定費配分の中で色つけさせていただいている準備料金と水量料金という部分があります。このときの考え方ですが、備考欄に示させていただいたとおりです。1日配水能力引く平均配水量割ることの1日配水能力、こちらで算出しますと53.65%、これを準備料金に配分するような形です。これ施設稼働率という指数になっております。日本水道協会の算定要領によりますと、こういった形でまずこの固定費を分配することになります。

この分配した準備料金、水量料金、これをそれぞれ先ほどの10ページと同じように、口径別に見ていくとどうなのかというのが、(2)、(3)で算出しているものとなっております。

(2)の理論流量値比と地域の需要実態というものになっております。まずこの理論流量比Aとなっている部分です。こちら日本水道協会の算定要領に示されております理論流量比というものになっております。基本算定要領そのままの数字をこちら活用しています。こちらが各口径における待機水量をあらわしているものになっております。これに地域実態補正係数というものを掛けることによって、その隣の設定流量比というのがA掛けるBというものになっております。このBの地域実態補正係数も算出方法が各種あるようですが、水道料金算定要領に示された補正係数を採用しているところになっております。このA掛けるBを行うことによりまして、設定流量比という、この黄色で色つけさせていただいたものを設定させていただ

ているような状況になります。

(3)の部分につきましては、先ほどの指数の中でございました調定件数、これをAとしております。(2)で算定しました設定流量比、これをBとさせていただきます。A掛けるBを行うことによりまして、口径別総合配賦率というものを設定すると。それが構成割合としまして、13ミリですと18.77%であったとか、20ミリですと64.88%でありますとか、という構成割合を設定すると。この構成割合は、その隣、固定費の配賦の中の総額(千円)という部分にこの構成割合のパーセンテージを乗じるような形で、13ミリですと2億4,275万4,000円という数字になります。これは(1)で配分を行った準備料金の数字を各口径別に振り分けたような格好になっています。そうしますと、1件当たりの月額1,167.25円という数字が出てくると。これはその隣の総額を調定件数で割ることによって、13ミリ1件当たりの月額というものを算出するというふうになっております。

次に、12ページごらんいただきたいと思います。

12ページ、事業指数をまず載せさせていただきます。年間有収水量、こちらは水量の事業指数を活用させていただきます。料金算定期間の平成31年度下半期から平成35年度までの水量の計が996万2,924 m^3 という数字となっております。これが実際に料金につながる水量をあらわしている数字となっております。

(4)の部分で、水量料金に配分された固定費の配賦というところになります。11ページの(1)で配分した今度は水量料金です。これを分解して、また1個当たりの単価を出していくような形になっております。分解した固定費が11億1,729万5,000円という数字となっております。これを各有収水量で割っていくことによりまして、有収水量の1 m^3 当たりの配賦額というものが出てくると。これが下に色つけさせていただいている112.14円、これが給水量1 m^3 当たりの配賦額になってまいります。

次に、4、算定要領による変動費の配賦というところです。

変動費につきましては、総額が5億1,359万2,000円という数字となっております。それに対しまして、有収水量の指数、こちらを用いまして、給水量1 m^3 当たりの配賦額が51.55円となるということになります。

これで算定要領による各種費目の配分が完了しまして、それらを集計したものが13ページの資料になってまいります。13ページの樹形図のような形になっているものをまず見ていただきたいと思います。

例えばですが、13ミリの場合、先ほど分解しました検針集金関係費の部分で350.67円、先ほ

ど分解しました量水器関係費が71.07円、先ほど分解しました準備料金の固定費の部分が1,167.25円で、これらを合計しますと、1,588.99円という数字になると。黄色に色塗りさせていただいておりますのが1,590円、これは1円の位を四捨五入させていただいて上の数字を整えたようなものになっております。

次に、水量の部分です。固定費の部分が112.14円、また変動費の部分が12ページでお示ししているとおり51.55円となります。これを合計しますと163.69円になると。これを四捨五入させていただくと164.00円になります。

さらにご注目いただきたい部分がございます。先ほどお話しさせていただいているとおり、今回のこの算定につきましては、日本水道協会の算定要領に従って計算をしております。算定要領によって計算を行いますと、中段の配分原価構成比率という部分を見ていただきたいと思っております。そうしますと、基本料金が構成比率としまして48.24%を占めて、水量料金が51.76%を占めるようになります。基本料金と水量料金それぞれ同率くらいの料金設定を行うことが、算定要領上は望ましい数値となっていることがわかります。ただ、この部分ですけれども、第1回目の諮問の際にもお話しさせていただいたとおり、現状ですと基本料金の部分が30%、水量料金のほうが70%くらいの推移になっており、本来ですと基本料金で取るべき部分が、ここにありますように48%必要ですが、それが30%にとどまっている状況であり、逆に水量料金のほうは本来だと52%程度でいいものを、現行の料金体系だと70%くらい水量料金で賄っているというふうになっております。

算定要領で算出したこれらの数値を落とし込んだ、基本料金というふうになっているもの、現行料金体系とこの改定料金体系案を比較したものが下の表となっております。色塗りした部分だけ見ていただければと思うのですが、例えば13ミリの場合、現行料金税抜きで810円となっております。ただ今回の算定要領による配分を行った結果1,590円になります。色塗りさせていただいております税抜改定率、お示しさせていただいているとおり、例えば13ミリの場合だと96.3%、20ミリの場合だと93.1%と、非常に高い改定率になっています。それ以降の口径も、例えば25ミリですと51.5%でありますとか、50ミリ以下になってきますと8.7%でありますとか、逆に75ミリだとマイナスの10.6%の改定になっています。

水量料金のほうの表を見ていただきたいと思うのですが、水量料金のほう、現行の料金体系ですと1^mから10^mの間と、11^m以上を使った場合で分かれた、逡増性の料金体系になっております。現行だと1^mから10^mの場合ですと180円のもので、今回の算定ですと164円になりますので、横の改定率見ていただくとわかるのですが、マイナス8.9%、11^m以上使った

場合でもマイナス21.9%となるというところになっております。

算定要領に従ってこういった形で水道料金を配分させていただくと、やはり非常に厳しい改定率になってしまうという部分がございます。中段の配分原価構成比率、これの見直しを行ったのが、次のページ以降になってまいります。

14ページをお開きいただきたいと思います。

14ページで示させていただいておりますのが、配分原価の構成比率を、基本料金の分を35%、水量料金の部分を65%程度の設定をさせていただいた場合、見直しの固定費の配賦になまいります。先ほど検針集金関係費でありますとか、量水器の配賦例、前段のページでお示しさせていただいております9ページ、10ページです。この部分は全く変更せずに、11ページの部分を変更させることによって、そこを調整しております。

ご注目いただきたいのが、14ページの（1）固定費配分の部分です。先ほどはこの部分を施設稼働率に準じた形での配分を行わせていただいたのですが、積算の備考のほうにございまして、項目の一番上の維持管理費につきましては、基本施設稼働率に準じた53.65%を配分、ここは変えておりません。ただ、それ以降の減価償却費等、支払利息、資産維持費、これらにつきましては、基本料金の割合を低く抑えるため水量料金に傾斜配分をすることによって、先ほど申し上げました35%、65%という比率をつくっております。

基本的な考え方、計算方法等については全て先ほどご説明させていただいた方法と同じになってくるのですが、（3）の固定費の配賦のところ、準備料金が低くなりましたので、それに従いまして固定費の部分で、13ミリの場合1件当たりの月額というものが790.82円となるなど、ここが下がっております。実際、11ページの資料と見比べていただくとわかるのですが、11ページの場合だと同様の箇所、1件当たりの13ミリの月額が1,167.25円だったものが、14ページを見ますと790.82円に下がるというふうに変わってきます。

次に15ページの部分です。

（4）水量料金に配分された固定費の配賦というところになります。ここも同様に、（1）の固定費配分のところで傾斜配分を行った結果、固定費総額の部分の水量料金が膨らんでおります。資料のほう12ページと見比べていただきたいのですが、12ページの給水量1 m³当たりの配賦額が112.14円だったのに対しまして、傾斜配分を行ったことによりまして154.01円まで上がっております。

これらをさらに集計かけたものが16ページの資料になってまいります。

16ページの資料見ていただきますと、中段が先ほどの配分原価の構成比率になっております。

前段の見直しによりまして、構成比率が35%と65%に分かれたような形になっております。基本料金のほうが35%、水量料金のほうが65%になっております。それに伴いまして、下の基本料金の表がこのような形になります。例えば現行料金の税抜きが、13ミリの場合ですと810円なのに対しまして、改定料金の税抜きが1,210円になります。黄色く色塗りさせていただいております税抜改定率、パーセンテージです。これが49.4%。先ほど90%台だった改定率がこういった形で下がったこととなります。ただ、ごらんいただきたい部分ですが、例えば30ミリ以降はこういうふうにマイナス1.5%でありますとか、40ミリですとマイナス16%、50ミリですとマイナス22.9%と、マイナス改定率になってくるという部分もございます。ここがさらに再度見直しが必要なポイントになっております。例えば13ミリですと49.4%ですとか、20ミリですと39.1%という高い改定率になっております。純粋な個別原価でいえば、この改定率が本来あるべき改定率になりますが、現行の料金体系の関係もございまして、この改定率で話を進めると、13ミリ、20ミリの方の負担が大きくなってしまいうこととなります。

そこで、この例えば25ミリ以下の口径の基本料金の改定率、ここを見直すことによりまして、13ミリ、20ミリの改定率をさらに引き下げようという形になったのが、17ページ以降の見直しになります。

17ページの見直しにつきましては、見直しによる固定費の配賦②とさせていただいております。17ページの資料、ご注目いただきたいのが、(2)の理論流量値比と地域の需要実態という部分です。先ほどまでの算定につきましては、日本水道協会から示されているこの理論流量比と地域実態補正係数をそのまま活用していた部分になります。このBの地域実態補正係数を各口径ごとに調整することによりまして、各口径にある一定の、今例えばマイナスになっている部分の改定率を引き上げさせていただくような形の調整をかけているのが、この(2)の部分になっています。この設定流量比を見直しさせていただきまして、(3)の準備料金に配分された固定費の配賦という部分で見いただきますと、1件当たりの月額が、13ミリの場合ですと635.98円になっているというところです。先ほどの14ページの資料から見比べていただくとわかるのですが、13ミリが14ページの資料では790.82円だったものが、調整をかけたことによりまして635.98円まで下がりました。ただその反面、ご注目いただきたいのですが、例えば14ページの75ミリの口径の基本料金の配賦が3万3,349.88円だったものが、17ページにいきますと同じく75ミリの部分で6万3,457.45円まで上がった部分になります。調整の中身ですが、やはり大口径の利用者の方々に13ミリ、20ミリの負担を減らしていくために多く持ってもらうような改定案、配賦案となっているというところでございます。

それらを集計しましたのが18ページの資料となります。

18ページの資料、中段あたり見ていただきたいと思います。配分原価の構成比率、これにつきましては、先ほどの見直しによる配分原価①と同じです。35%、65%の配分は変えていないというところになります。ただ、下の基本料金表を見ていただくとわかるのですが、例えば13ミリの場合ですと810円が現行料金の税抜きで、改定料金体系案のほうの税抜きが1,060円になると、税抜きの改定率が30.9%まで下がります。20ミリにつきましては33.9%の改定率まで下がります。ただ、25ミリから100ミリにつきましては、先ほどの調整させていただいた、目安にさせていただいているのですけれども、およそ14%の改定率に設定させていただいております。つまり、先ほどだと例えば改定率上ではマイナスとなっていた部分を、14%の改定率に引き上げさせていただくことによって、13ミリ、20ミリの改定率を引き下げのような調整を行ったという結果になっております。

このおよそ14%の調整ですけれども、今回目標設定させていただいている14%改定案とさせていただいておりますので、それにあわせた形で引き上げを行ったような形になっています。

なお、さらに下のほうを見ていただきますと、13ミリの集会場用、20ミリの集会所用という項目があるかと思えます。こちらが現行料金体系ですと特別料金体系をとっている部分になっております。現行料金体系ですと税抜きで400円、税込みでも430円というものです。総括原価の考え方からいきますと、基本的にはこの13ミリの集会所用も、例えば13ミリの上の料金表と同じ水準の料金をいただかなければいけないものになっているのですけれども、ただ政策的配慮もございまして、地域の皆様がご利用する集会所であるため低い設定に現行料金体系はなっています。ただ、実際この口径を、上の13ミリ、20ミリ、25ミリ、30ミリと同様の料金をいただかないと、総括原価割れを起こしてしまう部分がございます。そこで、米印書きさせていただいているのですが、集会所用については改定率14%、400円に対しまして114%乗じさせていただいております。その後1円単位を切り上げまして、460円という設定をさせていただいております。ここも同様に、やはり14%程度の改定率はどうしても値上げさせていただきたいという部分の設定をしています。ただ、先ほどお話しさせていただいたように、460円でもやはり原価割れする部分がございます。ここの調整をかけさせていただいているのが、同じ18ページの樹形図のほうを見ていただきまして、樹形図の水量料金の部分で黄色くさせていただいております、207.00円とさせていただいている部分です。本来ですと、この水量料金というのは上の固定費の154.01円、変動費の51.55円、計205.56円、四捨五入しましても206円ですけれども、ここの部分を下に書いてあるとおり207円の設定にさせていただいております。この207

円というのが、先ほどの集会所用の特別料金体系、これを補填させる部分として1円引き上げさせていただいている部分となっています。

これらを踏まえまして、19ページで、実際のこれらの改定案に沿った場合にどの程度の改定率になっていくのかというものを示したところが19ページの部分となっております。

19ページの中の、メーター口径別1カ月当たりの平均水道料金①とさせていただいている部分です。この①の部分ですが、例えば13ミリの口径の場合ですと、現行料金体系と、上のほうで設定させていただきました基本料金、水量料金を比較しますと、改定率が税抜きで13.66%、これが13ミリの改定率になります。20ミリの改定率の場合、16.56%になります。18ページで設定させていただいた料金表で算出しますと、こういったような形になってきます。

次に、水量料金を逓増制にした場合の料金設定についてご説明させていただきます。18ページでお示しさせていただいていますように、現行ですと1 m^3 から10 m^3 と、11 m^3 以上で料金体系が分かれている部分ですが、18ページの算出方法によりますと207円の1本の料金体系になっています。これを逓増型、つまり現行料金体系とあわせてように使用の水量によりまして分けた場合の考え方をお示しさせていただいたのが、この中段にございます水量料金を逓増制にした場合の料金設定です。仮に207円で計算した場合の改定料金につきましてお示ししているのがこの改定料金①という部分です。次にこれを分解案とさせていただきます10 m^3 以下を203円、11 m^3 以上を210円というふうに段階制にした場合です。そうしますと、改定料金②という部分が算出できます。実際、②と①の差を算出しますと、円単位で112万2,804円になります。要は207円で計算した場合よりも112万2,804円収入の見込みが多くなる設定になっております。

では多くなったので、この改定料金体系の分解案を、次に10 m^3 以下を202円、11 m^3 以上を210円と、10 m^3 以下のところを1円引き下げた場合です。1円引き下げた場合の結果がここにございますとおりで、マイナス298万6,620円になってしまいます。ここを1円引き下げただけでマイナスとなってしまいます。これが原因で総括原価を割ってしまいますので、この分解案は採用できないと考えます。

3段目が、今度は10 m^3 以下を200円、11 m^3 以上を212円に分解した場合はどうかというふうになります。そうしますと、①と②の差の部分ですが50万1,532円となります。これは今までの3つの案の中で一番差が小さい案になっています。

その部分を表に落とし込んだものが、メーター口径別1カ月当たりの平均水道料金（203円、210円）の案と、その下にございますメーター口径別1カ月当たりの平均水道料金（200円、212円）の案で、それぞれお示しさせていただいております。やはりこうしますと、一番右の

改定率税抜（％）というのを見ていただきますと、13ミリが先ほどですと、一番最初にお示しさせていただいた19ページの資料の一番上の表です。こちらと見比べていただくとわかるのですが、13.66%だったものが13.11%に下がり、212円の案だと12.56%に下がり、例えば13ミリ、20ミリの方にとりましては非常に改定率の部分でも負担が軽減されることになるのですが、ただ、大口径のご利用者様に見てみますと、やはりこの部分でも13ミリ、20ミリの負担が、30ミリとか40ミリ、50ミリ、75ミリ、100ミリのほうに回るようなかたちになります。

これらを踏まえた上で、18ページで口径別の調整をさせていただいている部分がございます。その部分を考えますと、こちら19ページでお示しさせていただいております200円と212円の案が、やはり大口径の方々に負担をかけ過ぎではないかというふうな部分がございます。特に、19ページの案の改定料金体系の分解案の203円、210円の部分見ていただきたいのですけれども、11^m以上の210円という部分です。こちら現行の料金体系と税抜きにすると同じ数字になります。つまり、この203円、210円の分解案にした場合ですと、11^m以上の水量料金につきましては改定据置ということが言えます。また、水量料金をこういった形で上げますと、推計以上の水需要低下を引き起こす可能性もございます。そういったことを総合的に考えますと、やはり余り大口径の需要者にこれ以上ご負担をかけるような改定というのはのぞましくない部分がございます。

そこで、今回お示しさせていただいている資料につきましては、逡増制を採用するにしても、この203円、210円の案、こちらを採用させていただきまして、20ページ以降の資料とさせていただきます。

20ページ以降につきましては、先ほどの分解案をとらせていただいた場合、見直しによる配分原価③、水量料金逡増版とさせていただきます。変わった部分が、表の左下でございます水量料金の部分です。分解案を用いたことによりまして、1^mから10^mまでにつきましては、現行料金体系だと180円だったものが203円に上がります。11^m以上の部分が、現行料金体系だと210円のもの210円で据え置き、改定率0%とさせていただきますところになっております。

それらを踏まえた給水収益。それが22ページ、23ページに載せております。2パターンつくらせていただいております。

水量料金の部分を逡増制を用いずに207円で固定した場合です。一番下の表を見ていただきたいと思います。改定料金体系の場合ですと、今回の207円の部分を用いた場合ですが、改定料金体系の給水収益の合計が31億5,266万1,575円、円単位で表示させていただきます。

改定率で13.91%となります。下に総括原価を載せております。総括原価が31億5,071万8,000円ですので、207円の場合ですが、こういった形で総括原価をクリアする水準の料金設定になっていることがわかります。

移りまして、23ページです。23ページにつきましては、先ほどの分解案を用いまして、水量料金を203円、210円に分解して推計したものが23ページの表となっております。23ページのほうを見ますと、一番下の表です。給水収益の合計、黄色く塗らせていただいております31億5,376万9,675円、改定率につきましては13.95%となっています。先ほどの19ページのほうでもお示しさせていただいたとおり、207円の案と、203円、210円の案で見ますと、やはり給水収益が100万円程度上がるような形になります。ただ、いずれにしても総括原価はクリアしているということになります。

ここで補足させていただきたいと思います。22ページ、23ページの中で、各表の中で黄色く塗らせていただいた部分で、改定補正（税抜）小計という部分があります。これが何を示すかという部分をご説明させていただきます。補足資料をごらんいただきたいと思います。

補足資料の7ページごらんいただきたいと思います。

7ページごらんいただきますと、平成26年度から平成40年度までの各種給水収益の合計をとった欄となっております。灰色で色抜きさせていただいておりますこの合計という部分、これが税込み額となっております。その下の合計（税抜）、これが消費税を抜いた部分の金額となっております。その下の補正係数を飛ばさせていただいて、補正後合計（税抜）というふうになっている部分です。平成26年度から平成29年度までの実績の部分ですけれども、この補正後合計（税抜）、これが各年度の決算数値となります。先ほどの2つ上の合計（税抜）という部分と見比べていただくと、数字が違うことがおわかりいただけると思います。

なぜ、ここの数字違いが出てくるかという部分についてご説明させていただきます。これは現行料金体系ですと、水量料金の部分につきまして、例えば10m³以下ですと194.4円の料金体系になっています。ただ、各ご家庭に納付書等で請求させていただくときですけれども、194.4円のうちの1円単位以下、この部分を切り捨てて請求しております。つまり、190円で請求しております。推計をする上でも、ここの部分の調整が必要でして、その調整を行っているのが、この中段にございます白抜きの補正係数というもので調整をさせていただいています。

1円単位以下を切り捨てしている調整の部分です。実績のところを見ていただくとおわかりのとおり、上の合計（税抜）との差額、ここを見ますと平成27年度でしたら99.91%、平成28年度ですと99.88%となっています。平成26年度については若干イレギュラーな部分がございます。

して、平成26年度は前回の料金改定時期にあたる年度でございます。1カ月分だけ旧料金体系の料率をとっていた部分があり、若干低めの補正係数出ているので、平成26年度を除いた形で、平成27年度、平成28年度、平成29年度、この補正係数を平均しますと、およそ補正係数99.90%となります。平成30年度以降の予測につきましては、この99.90%の補正係数を採用させていただくことで、上の合計（税抜）に補正係数を乗じることで、下の補正後の合計というふうにさせていただいているという部分になります。こちらの補正後の合計というのが、2ページにお示しさせていただいております料金収入の部分になってきます。

同様の考え方を改定料金案にも採用したものが、資料1の22ページ、23ページにおけます改定補正（税抜）小計の部分、ここ同じく99.90%を乗じた形で補正を行っている部分です。

それでは、24ページ、25ページに進ませていただきたいと思います。

これらを踏まえた14%の改定案とさせていただいているのが、24ページ、25ページです。先ほどの22ページにおける207円に水量料金を統一したものが、こちら24ページ、25ページの投資・財政計画となっております。

（1）料金収入につきましては、14%の改定率で積算していきますと、こういった形で料金を確保していくような推計となっております。

2番目の当年度純利益です。色抜きしているところの2段目、当年度純利益を見ていただくとわかるかと思いますが、平成31年度、平成32年度は3,184万円でありますとか、1,940万円ありますとかそういった数字にはなるのですが、平成33年度以降、9,391万6,000円ありますとか、9,000万円から8,500万円くらいの推計が立てられるようになります。

それに伴いまして、うち現金預金残高の部分も見ていただきたいと思います。やはり平成31年、平成32年が4億円を切るくらいの現金保有残高になるわけですが、平成33年度以降は4億円台にようやく回復していくような推計になっております。料金算定期間の平成35年度につきましては4億5,825万1,000円、平成36年度につきましてはようやく5億円台まで回復させていけるようになっております。

流動比率につきましても、平成29年度で150%だったものが、やはり平成31年から平成33年度までは140%台ということで苦しいところはあるのですが、平成34年度以降は154.4%と現状を上回ると。平成35年度で171.1%、平成36年度で190%台となります。平成38年、平成39年くらいにはようやく全国平均と同様の水準まで回復する推計になっていきます。

次に、25ページにまいります。

25ページにつきましては、各種推計は基本2ページ、3ページでご説明したものと変わって

はおりませんが、変わった部分だけご説明させていただきます。変わった部分が、補填財源不足額と利益剰余金残高うち積立金残高の部分になっております。補填財源不足額につきましては、やはり収益が上がった影響でこの不足額が生じないようになります。あわせて利益剰余金残高うち積立金残高、ここも平成33年度で1,829万2,000円とまだ苦しい水準ではあるもので、何とか積立金が消失することなく会計を回していける水準になってきます。特に現行の平成29年度決算見込みでは1億5,200万円程度の積立金残高が、平成37年度でようやく現行水準まで回復してきて、平成40年度になってきますと3億5,000万円程度まで積立金残高も回復していくような推計になります。

次に、26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

26ページ、27ページにつきましては、この料金収入の部分、これが先ほどお示ししました水道料金の通増版203円、210円案でつくらせていただいた推計案となっております。前段のページの推計と大きくは変わりません。当年度純利益でやはり100万円程度増収になります。料金収入についても100万円程度が24、25ページに比べて大きくなるというような推計となります。基本的には24、25ページに比べて当年度純利益が100万円程度上がりますので、それに伴って現金残高でありますとかそういった部分が上がったという形ですが、大きな変更点はございません。

今回、第2回の資料につきまして、当事務局側からの説明については以上となります。

○議長（金子浩一） どうもありがとうございました。

では、改めまして資料1のほうご説明いただいたわけですが、資料2補足資料も含めてご説明いただきましたが、ここまでの内容で質問などありましたら、委員の皆様からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（佐々木秀雄） 頭が混乱して整理できない部分もありますが、前回の資料からも見てみまして、これはここまで、14%、これが一番だと思っているかなというふうに理解はしたんですが、この給水原価は累計平均より高いという指標もあるようですけれども、それぞれの町のいろいろな事情があつてのことだろうと思うのですが、この辺あたりは料金改定にどう関係してくるんですか。やっぱりそれだけ維持管理に必要な経費がかかっているということでしょうか。前の資料を見ると企業債残高も高いと、そんなことも関係しているんだという説明もありましたけれども、これらが、累計平均より給水原価が高いというのはどうですかね。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） 給水原価につきましては、皆様にお渡ししている今回の資料ではないのですけれども、事前に資料をお渡ししております平成29年3月に策定させていた

いただきました美里町水道事業の経営戦略、この中で指標等をお示ししております。

まず、高い要因というのが、やはり今回の資料でもお示ししたとおり、企業債が関係しております。企業債の支払利息です。支払利息が、各団体と比較しましても、やはり本町は高い水準になっております。例えばよく本町との比較として、各団体の中でも加美町、ここが人口規模が類似している団体となっておりますので、例えば加美町の決算数値と見比べてみましても、やはりその支払利息の部分が低い部分となっております。要は過去に施設整備を行った際の借入額がやはり多かった部分があり、それに伴ってやはり利息も多くなっているためです。ここが給水原価を引き上げている要因の一つになっております。

実際、今回お示ししている案ですと、補足資料ごらんいただきたいと思うのですが、補足資料の15ページ見ていただきたいと思います。補足資料の説明を全て行っていない部分になるのですが、15ページ、企業債借入償還予定表とさせていただいている部分がございます。一番左側の部分、これが現行の企業債の各種数値となっております。これはもう確定値となっております。その隣、濃い色で色塗りさせていただいている部分、これが今回の推計に当たります。各年度で借入れを行っていく金額となります。この濃い色を塗らせていただいている部分です。予定事業費に対しまして、管路としましては、例えば平成30年度ですと1億1,940万円という数字、これが借入れの予定となっております。これらの借入れの予定をさらに反映させたものが、右側の表になっております。右側の表の右から3つ目を見ていただきたいと思います。予定企業債償還金、予定企業債利子償還金、一番右側が予定企業債残高となっております。この3つと比べていただきたいのが、この15ページの一番左のほう、企業債償還金となっております。これはもう確定値の部分にはなるのですが、平成28年度、平成29年度につきましてはもう既に決算が固まっておりますので、ここは相違ない部分です。平成30年度以降の部分につきましては、企業債の利子償還額の部分が、左側の企業債利子償還金額が6,550万668円になっているものがございしますが、借入予定を踏まえたと右側の予定企業債利子償還金の部分、6,697万7,868円になります。これが今回の借入れ予定を踏まえた上での利子額となっております。

見ていただくとわかりますとおり、利子の額もどんどん減らしていくような形になります。ただ、管整備でありますとか、施設整備するのに財源がないもので、こういった形で借入れは行っていかなければならない部分がございます。それを踏まえたものが右側の表となっております。

いずれにしましても、平成40年度で見比べていただきますとよくわかるのですが、左側の表の

中の企業債の利子償還金の平成40年度が2,448万6,746円という数字になっています。予定のほう、右側の表の平成40年度では4,109万1,602円となっています。平成28年度と見比べていただきますと、ほぼ半分くらいには圧縮になってくるという部分がございます。これが圧縮されれば、給水原価を引き下げる要因になりますので、原価の部分についても、徐々に徐々に引き下がってくるということが言えるかと思います。

○委員（佐々木秀雄） これも大変な、これからたくさんの事業をやっていかなきゃないということからしても。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） 特に企業債の借入額、借入限度を決めさせていただいて、現行より企業債残高が多くなならないような設定をさせていただいているところです。

○委員（佐々木秀雄） どこかを読んだとき説明があったようだけれども、高金利で借りる、借換債とか、低い金利に借換えはやっているんですか。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） 借換ですが、要件がございまして、対応できる場合、できない場合とあります。特に一般の銀行を活用させていただく場合と、政府系金融機関を活用させていただく場合で対応が異なってくる部分がございます。

本町では政府系金融機関を主に使わせていただいているのですが、その場合ですと、最長40年間のスパンで企業債を借りることができます。逆に民間の金融機関を使う場合ですと10年毎で利率の見直しが入ってくるという部分がございます。どちらも一長一短ございます。借換えを行おうとした場合、補償金という形で当初設定した利率と同水準の金額を支払わなければならないという部分がございます。そのため、費用的なメリットは少ない部分があります。ただ、例外として、災害等で施設が何らかのダメージを受けたという場合ですと、国の補助制度で先ほど言った補償金が免除される場合がございます。そういった場合は借換えをさせていただいて活用しているような状況になっています。

○委員（佐々木秀雄） わかりました。

順序立てて聞けばいいんですけども、そっちこち申しわけないですが、要するに将来の展望を見据えた場合には、今回この14%の改定率で何とかついていけるんだろうけれども、私はやっぱりいかにしてそういう経費の節減を図っていくかということになると思うんですけども、何かどこかでちらっと見たんですけども、そうした一つとしての業務の民間委託というようなことも出たようですけども、これも何かいろいろ去年は議会等でも出されたようですが、宮城県の広域行政については、何かその辺のところを、水道の民営化ということで運営権を売却するようなそんな話も出ているということ、いろんなところでちらっと見たことある

んですがね。果たしてこれどうですかね、やっぱり民営委託することによって、ある程度の経費というかが抑えられるというメリットの部分はあるんですかね。こういう私たちの生活に結びついたものになっているのが水ですから、そんなに簡単に民間委託していいのかという一部の方々の声もあるんですけども。やっぱりいずれ将来はそういう方向に持っていかなきゃいけないのかなというようなお考えはあるんですか。県の広域水道のほうでも、何かこれ水道法だかなんだかって、これは国で何か今審議されている、改定の法律改正をされているんですか。

○所長（櫻井純一郎）　そうですね、今水道法の改正が前回の国会のほうで提案されておまして、いろいろとありまして、継続審議という形でまだ改正されていないと。次回の会議でまた衆議院のほうに振り戻しされて審議されるというような内容です。

まず内容的には、今の佐々木委員がおっしゃられたところの民営化、県がみやぎ型管理運営方式を進めているところなんです、今の民営化というのは、例えば名取の空港の場合ですと完全民営化になってくるんで、そういった部分で水道の場合ですと、そのような完全民営化をした場合には、例えば料金等金額の決定とか、あるいは管路のそういった更新などの部分というのが反映できなくなってしまうというような部分がありまして、宮城県のほうにもそういった許認可権を残しつつ、もう一方のほうの民間事業者にもそういった事業経営主体になるような水道法の改正が今進められているというような内容で、今の見込みですと今回の国会のほうで継続審査という内容になったものですから、今のいろいろお話ですと平成33年度以降になるのかなというような話で県の企業局からは伺っております。

美里町にとってみた場合にはじゃあどうなのかっていう部分なんですけれども、まだそこら辺今県が先駆けて進めているような状況なので、どのような形になってくるかは見えない部分も大きいわけですので、今後そういった部分の状況も確認しつつ。ただあくまでも今おっしゃったとおりなので、民間の命にかかわるといったような部分の話も当然であろうし、美里町では今現在ではそういった完全民営化というような考え方は持っておりませんので、美里町で今やっているような部分的な委託という形の中では民間委託というのは進められていく、積極的にやっていく部分はあると思いますけれども、そういった完全委託と民営化というところまでについては、今現在では考えておりません。

○委員（佐々木秀雄）　そうですね。いずれこの問題が出てくるのかなと思ったりもしているんですがね。

○所長（櫻井純一郎）　運営権の売却もね、おいしい話には、そういった部分もあるんですけども、まだそういった部分までは見えていませんので、今後そういった部分も動向を見つつや

っていく必要もあるのかなと思っています。

○委員（佐々木秀雄） あともう一つ、この14%の改定で持っていった場合、本町の水道料金というのは、累計平均なりから見た場合、大体どれぐらいの水準になるのですか。高い、やっぱり一番高くなるの。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） では、補足資料の25ページ見ていただきたいと思います。

○委員（佐々木秀雄） 私もいち町民とすれば、今どうしても値上げだなんだって、1円値が上がりればもうアレルギーみたいに、そんな問題になってくると、果たして私たちの町の水道料金は、大体累計平均から見てどのぐらいの位置になるのか。トップに立つんですか。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） 今佐々木委員からご説明いただいた部分につきまして、25ページを見ていただきたいと思います。

こちらが、今公表されております平成28年度の県内の各市町村の水道料金を税抜きに処理させていただいたものになります。各市町村の税抜きの厳密な水道料金については公表されておりませんので、単純に税込みのものを1.08で割り返して算出しているような形のものがこちらの表になっておりますので、参考としてごらんください。

国の統計の場合ですと、例えばメーター口径13ミリで10^m使用した場合でありますとか、メーター口径20ミリで10^m使用した場合でありますとか、この4つの類型での比較しかしていない部分がございますので、この4つの類型でご説明させていただきます。

例えば13ミリで10^m使用した場合、現行料金体系の場合ですと、美里町が、3位となっております。お隣の涌谷町、栗原市が1位、2位となっております。次に、メーター口径20ミリで10^m使用した場合になります。そうしますと美里町5位になります。次にメーター口径13ミリで20^m使用した場合ですと、美里町6位。メーター口径20ミリで20^m使用した場合、美里町4位となっております。

これが仮に今回の水道料金改定を行った場合、別表、下のほうにつけさせていただいているほうになるのですが、13ミリで10^m使用した場合1位、20ミリで10^m使用した場合は2位というような形になっております。

この14%の通増となっているのが、先ほどの203円、210円案にした場合、上の14%のほうが、水量料金を207円にした場合の案となっております。平成28年度決算数値をもとにしたものではございますが、基本的には今回の料金改定を行った場合、口径によっては1位にはなることが見込まれます。

○委員（中鉢敏征） 1つだけ。民間企業はさ、特にスーパーなんかは1円未満切り上げちゃう

んだよね、消費税率。それでオーケーなんですよ。公営企業はだめなんですか。切り捨てるのですか。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） 基本的には切り捨てるの考え方を採用しております。

○委員（中鉢敏征） 随分違うんだよね。何百億とするとさ、相当な金額になるんだよ。歴然なんだよね、切り上げしちゃうと。以上です。

○議長（金子浩一） ではほかにご質問、改めましてありませんでしょうか。よろしいですか。資料等、どうもありがとうございました。

（１）はこれまでとし、（２）のその他になりますが、何かございますか。

○総務係長兼業務係長（高橋 勲） では事務局から事務連絡的なものになるのですが、きょう資料としてお渡ししましたこのスケジュール概要、本日8月27日現在のものでご説明させていただきたいと思います。

次回9月4日が第3回の経営審議会の予定となっております。時間は同じ2時からさせていただく部分になるのですが、以前お出しした資料ですと、第3回は施設見学という形にさせていただいておりました。ただ、今回第2回の資料のご説明等も分量が多かった部分がございます。本日ご説明させていただいた内容をすぐに質問いただくのも難しい点があったかと存じます。今後よりいろいろなご質問が出てくる部分もあると思われれます。

そのため、第3回目冒頭30分程度ですけれども、第2回目の内容確認等という形で時間を30分程度つくらせていただきたいと思います。今回ご説明させていただいた資料の内容で何か疑問点があったとか、わからない点があったという部分についてのご質問をいただく時間を、30分程度とらせていただきたいと思います。と考えております。

事務局からは以上となります。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

その他、ご質問等ございますか。ありがとうございます。

では、次第の3番に入りたいと思います。きょうは非常に丁寧なご説明をいただきました。また質疑応答も、有意義なお話をどうもありがとうございました。では、追加の部分があればまた次回お願いしたいと思います。

本日はどうもお忙しい中、活発なご議論どうもありがとうございました。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） それでは、金子議長どうもありがとうございました。

閉会の挨拶を中鉢副会長、お願いいたします。

○副会長（中鉢敏征） 長時間の平成30年度の第2回美里町上下水道事業経営審議会、これをも

ちまして閉会といたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉 会

上記会議の経過は、美里町水道事業所長 櫻井純一郎の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員